

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催
6月から3月まで全10回コース
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を

「お名前＋団体名」に

変更してください。

この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。



太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。

1. 各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

2. 各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。



3. 事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。

講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

4. その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。

講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。



本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
 - ・本日の流れ
 - ・JCNEの紹介
- 10:05 第8回1月【役員等への報酬】
- ・会計原則、法人等への課税と寄附者への課税
- 10:35 トークセッション（太田、山田）
- 10:55 クロージング
- ・JCNEの組織評価・認証制度のご案内
- 11:00 終了



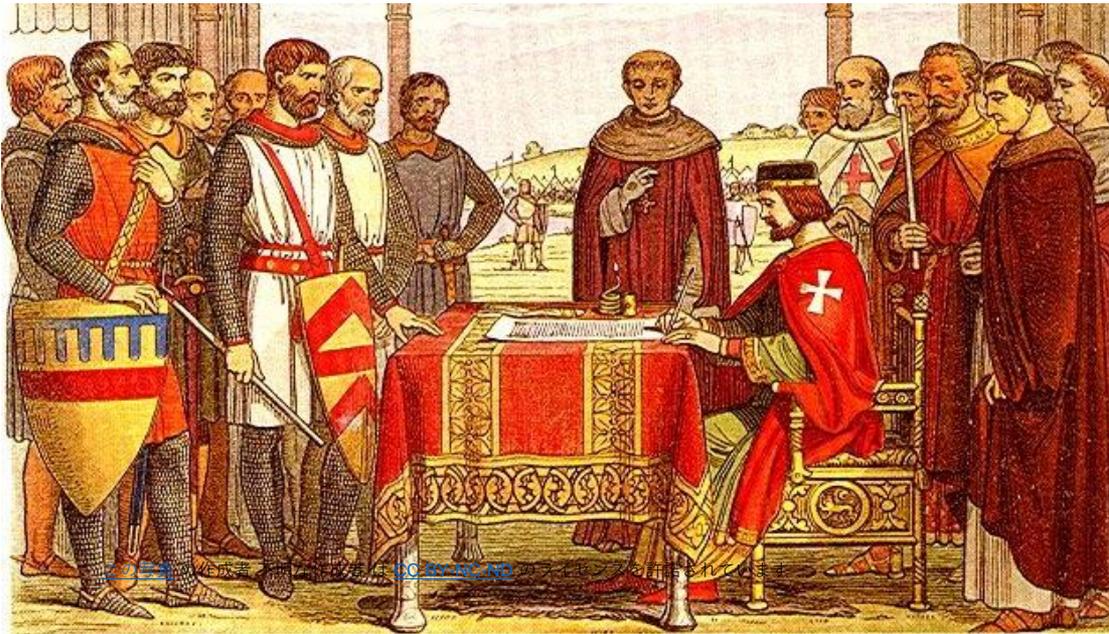
ガバナンス太田塾2023年度 第8回

2024/1/11

非営利組織における役員等への報酬

公益財団法人日本非営利組織評価センター
理事 太田達男

NOBLESSE OBLIGE



伝統的考え方
無報酬原則

- noblesse oblige
- チャリティ財産の毀損
- 利益相反 お手盛り禁止

現代的考え方
有償の許容

- 社会環境の変化
- 営利・非営利の接近
- 永続性と専門性

しかし、英米・日本においても前者の考え方が実務慣行として支配的だが、法的には有償を許容

非営利法人各類型の役員報酬など規定比較

法令の規定	一般法人	公益法人	特活法人	社会福祉法人
金額規制又は 人数規制	なし	役員・評議員の報酬は民間事業者の水準、経理の状況、その他の事情を考慮して、不当に高額とならないよう支給基準を定めること（5条13号）	役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること（2条2項口）	役員・評議員の報酬は民間事業者の水準、経理の状況、その他の事情を考慮して、不当に高額とならないよう支給基準を定めること（45条の34 1項3号45条の35 1項） Ref.厚労省事務連絡（2018/4/16）
支給手続 理事	総額又は個別の金額を定款で規定又は社員総会決議（89条、197条）、総額規定・決議の場合、個別配分は理事会決議			支給基準の定款規定又は評議員会決議（45条の16 4項、45条の35 2項）
支給手続 監事	総額又は個別の金額を定款で規定又は社員総会決議（105条1項） 総額規定・決議の場合、個別配分は監事間で協議（105条2項）			支給基準の定款規定又は評議員会決議（45条の35 2項） 総額決議の場合、個別配分は監事間で協議（45条の18 3項）
支給手続き 評議員	総額又は個別の額を定款で規定（196条）		レ	支給基準の評議員会決議（45の8 4項、45条の35 2項）
役員報酬規程	公益法人の場合 報酬基準に従った報酬支給と、報酬基準の公表（20条） 役員報酬規程の備置き及び閲覧、所轄庁への届け出、所轄庁による公開（21条、26条）		認定・特例特活法人の場合 役員報酬規程の備置き及び閲覧、所轄庁への届け出、所轄庁による公開（54条、55条、56条、62条）	支給基準に従った支給（45条の35 3項）

(参考)

[諸規程 | 公益財団法人 公益法人協会 \(kohokyo.or.jp\)](https://kohokyo.or.jp/jaco40/disclosure/rules/)
<https://kohokyo.or.jp/jaco40/disclosure/rules/>

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。



https://kohokyo.or.jp/files/jaco40/disclosure/syokitei/ki_soku_syakin081117.pdf

(公財) 日本非営利組織評価センターの規程
(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給しない。

[kitei_hosyu.pdf \(jcne.or.jp\)](https://jcne.or.jp/data/kitei_hosyu.pdf)
https://jcne.or.jp/data/kitei_hosyu.pdf

なぜこのような違いが???

役員等報酬に関連する4つのトピックス

1. 実費弁償

1) 各機関の会議（理事会等）に当該役員等が職責を果たすために要した交通費、宿泊代などの実費は役員等報酬に含まれない。

2) 講演会登壇、原稿執筆、各種委員会等委員、その他有識者として特別に当該法人又は外部から依頼された場合の謝金は役員等報酬に含まれない。

（所属法人主催、他組織主催で本人への支給割合を定めるところが多い）

2. 使用人としての給与

例えば事務局長や総務部長兼務の理事については、使用人に相当する勤務時間など勤務実態に応じて、一部を従業員給与とすることが認められている。代表理事については使用人部分の勤務という概念は成り立たないと解される。

3. 役員等との業務委託契約

特別の任務に対する謝金は役員報酬には原則として該当しない

4. 親会社等からの出向役員への報酬

①出向先法人で負担

②親会社等で負担、ただし出向先法人はリファンド

③親会社等で負担、ただし出向先法人はしない

Q & A

Q

- ①役員等に法人主催の研修会等の講師を依頼した場合の講師料は利益相反には当たらないという理解で間違っていないか？教えていただきたい
- ②NPOの場合、役員報酬が払えるのは総数の1/3までと認識している。業務を委託した場合の業務委託料などは報酬に含まれないと認識しているが、謝金も業務委託料に準じて扱ってよいか？謝金の内容によるのか？
- ③実際は正規雇用の従業員として社会保険・雇用保険も入っている人がその一般社団法人の理事となった場合、従業員としての給与体系を維持できないでしょうか？
- ④一般社団法人の役員報酬が過大か否かの判断基準を教えてください
- ⑤報酬ではなく、委託で出している場合はどうなるのか。また、理事長が実務をしている場合、給与か、報酬かどちらで出すのがよいのか。税理士さんによっても見解が分かっていると聞くので望ましいあり方を知りたい。

A

- ①理事と法人との取引（契約）に該当するので、そこだけ見れば利益相反取引に該当しますが、役員に対する講演会講師等特別の職務を委嘱した場合の謝金規定を社員総会（評議員会）決議で設けていれば、利益相反取引承認手続きを改めてする必要はありません
- ②謝金の内容によります。理事としての当然の職務に含まれない職務に対する謝金は役員報酬には含まれません
- ③一般論として使用人がその職務をそのまま引き継いで、理事に就任した場合、従来の使用人としての給与を支給することができます。ただし、代表理事及び副理事長、専務理事その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員の場合は、使用人給与は一般的に認められず、役員報酬として取り扱われます。
- ④一般法人法上、一般法人の役員報酬の額については何の制限もありません。その金額が不当に高額かどうかは社員総会で基本的に判断されます。ただし、法人税法で定期同額支払いでない場合や、高額報酬と認定された場合は損金算入が認められないことがあります。
- ⑤そもそも理事としての固有職務を業務委託していると考えすることはできません。あくまでも理事職務に含まれない職務を委嘱する場合は業務委託費（謝金）として整理できます。なお、理事長がしている「事務」というのはどのようなことわかりませんが、理事長に必要な「事務」も当然あります



税法解釈に係る部分（3, 4.）は、あくまでも個人としての見解です。

(公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2022年11月1日公益法人化

11月4日法人名称の変更 (旧：非営利組織評価センター)

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織
運営のガバ
ナンス全般

グッドガバ
ナンス認証

訪問での
ヒアリング

提出された
書面

アド
バンス
評価
28
基準

全基準を
満たすと
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

法令や定款
通りのガバ
ナンスの基
本

ベーシック
ガバナンス
チェック

提出された
書面

セルフ
チェック

ベー
シック
評価
25
基準

評価結果を
サイトで
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

J C N E ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～
<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費用】 普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>



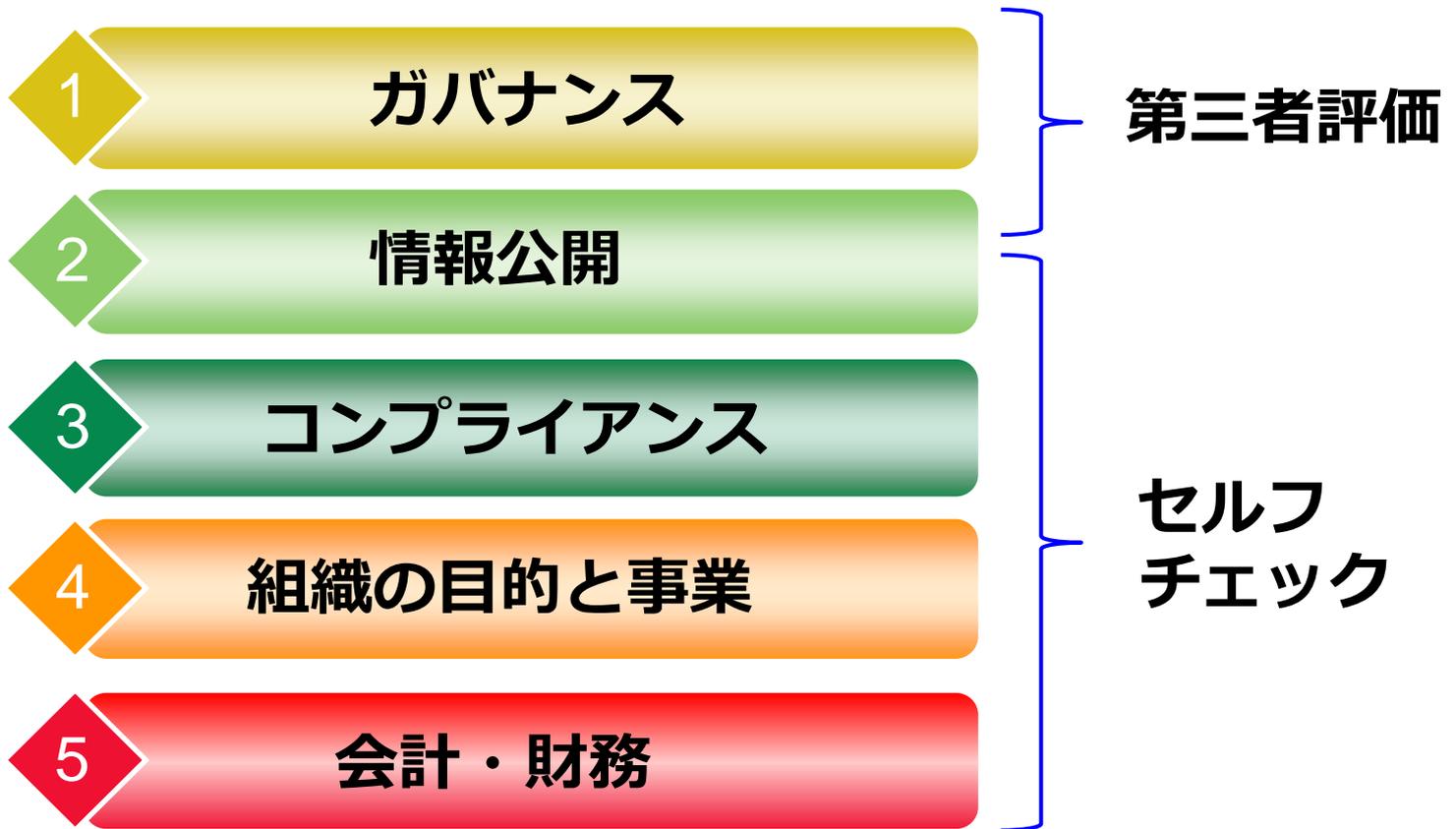
- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
 - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
 - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。



ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
 - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
 - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。
 - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
 - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



ベーシック評価基準（セルフチェック基準）

組織の目的と事業

- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

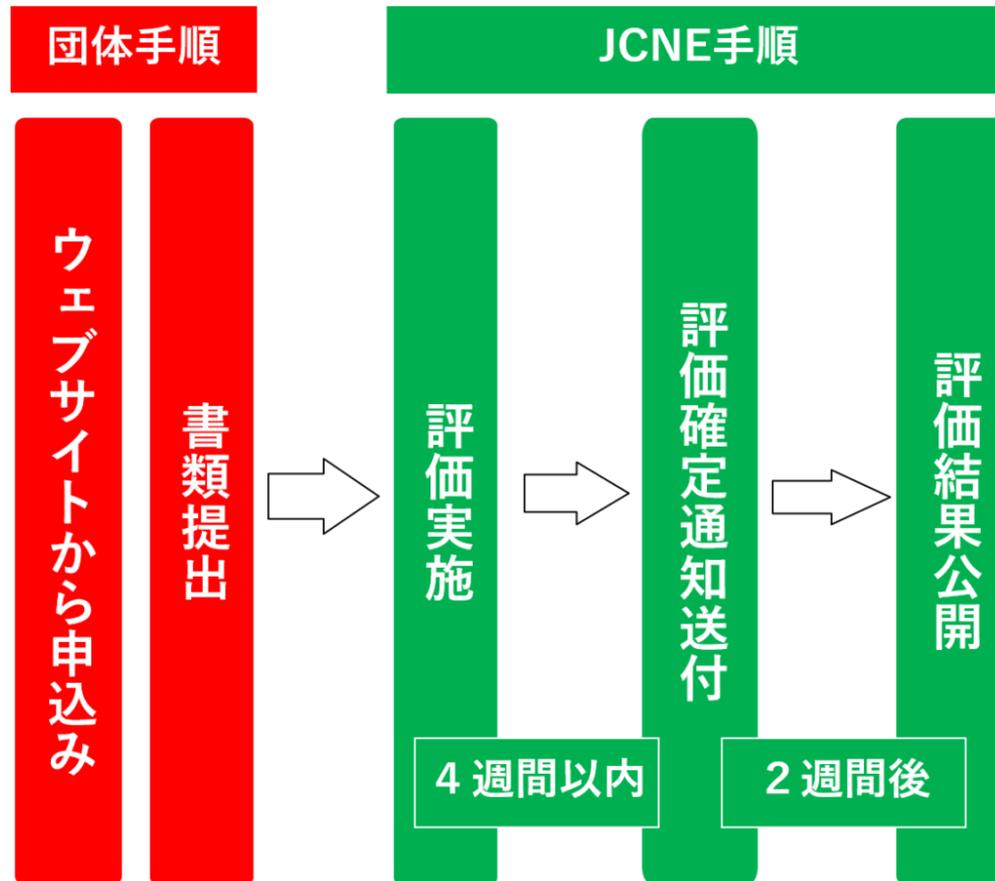
会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。



評価の流れ（お申込みページ）

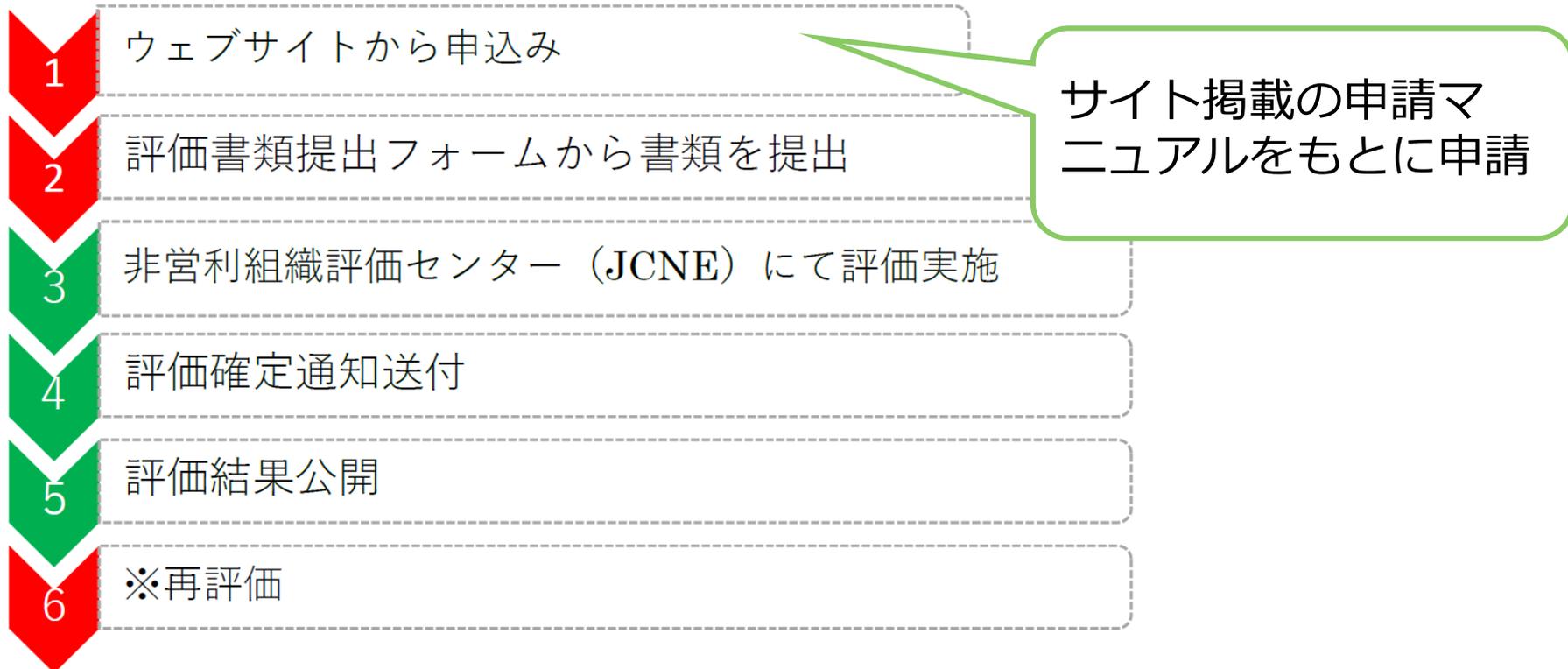


【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／監査報告書／
役員報酬規程／役員名簿／事業計画／予算／事業報告書／決算書類



ベーシックガバナンスチェック



お申込みページは以下のURLとなります。
詳しいガ申請マニュアルを掲載しています。

<https://jcne.or.jp/catalog/>

